

「特定ものづくり基盤技術」関連事業

	ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業【サポイン事業】	中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり・商業・サービス)
○概要・目的	中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。	革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品・新サービス開発・設備投資等を支援する。
○事業内容	<p>最大で初年度4,500万円(補助率2/3)を補助</p> <p>・大学・公設試等に対しては、うち1,500万円(補助率10/10)を上限に補助します。 ・最大3年間継続して支援します。ただし、各年度毎に補助金の交付申請が必要になります。また、2年目は初年度の2/3、3年目は初年度の1/2を上限とする補助になります。</p>	<p>①成長分野型 (上限1,500万円、補助率2/3) →環境等の成長分野参入に対する試作品・新サービス開発・設備投資等</p> <p>②一般型 (上限1,000万円、補助率2/3)</p> <p>③小規模事業者型(上限700万円、補助率2/3) →設備投資を伴わない開発費用を補助</p> <p>・①②については、設備投資以外に充てられる補助限度額を500万円とします(国際認証等取得費用を含む)。</p>
○特記事項	<p>事業主体は「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体であること。</p> <p>計画認定にかかる手続きは次頁参照</p>	「中小ものづくり高度化法」に基づく「特定ものづくり基盤技術」を活用していること。

特定研究開発等計画の認定について

法律のしくみ・ながれ

「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の改定

- 「特定ものづくり基盤技術」を22技術から11技術に見直し（H26.2.10公示）

特定研究開発等計画の作成・申請（随時）

- 左記高度化指針に基づいて、中小企業が「特定研究開発等計画」を作成

特定研究開発等計画の認定

- 経済産業大臣が認定

※申請窓口は各地の経済産業局

認定を受けた中小企業への支援メニュー

研究開発支援【サポイン事業】
（例年4～6頃に公募開始）

認定を受けた計画は
サポイン事業への
提案が可能

○資金面の支援

- ・政府系金融機関による低利融資
- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・特許料及び特許審査請求料の軽減

※H26年度のサポイン事業の公募については、別途、ホームページ等で確認のこと。